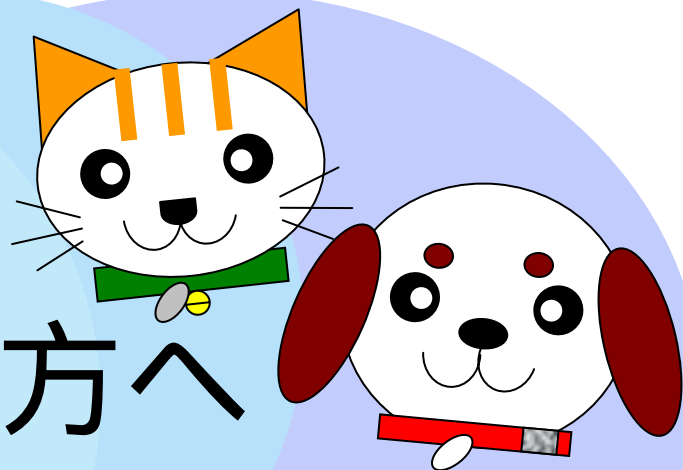


# 動物を 購入する方へ



平成18年6月1日から「動物の愛護及び管理に関する法律」により、  
全国でペットショップなどの動物取扱業の登録が義務付けられました。  
登録を受けていないペットショップは営業することができません。

登録を受けているペットショップは...

お店の見やすい場所に標識(登録証でも可)を掲  
示しています。広告にも同じ項目を記載しなければい  
けません。

## 動物取扱業者標識

氏名又は名称	東京太郎
事業所の名称	ペットショップ
事業所の所在地	東京都×××
動物取扱業の種別	販売
登録番号	
登録年月日	2007年 月 日
有効期間の末日	2012年 月 日
動物取扱責任者	東京花子

**CHECK!**

登録されている店?

販売施設を持たないインタ  
ーネット等を利用した通信  
販売業についても登録が必  
要です。ネット上で標識と同  
じ表示があるか確認しまし  
ょう。

動物(哺乳類・鳥類・は虫類)を購入するときは...  
ペットショップから十分な説明を受け、納得した上で購入しましょう。

### <ペットショップ>

動物を購入する方に対して、以下の項目  
を記載した文書を渡し、説明しなければ  
いけません。

### <購入者>

説明文書を受け取り、住所・氏名  
の署名をしなければいけません。

**CHECK!**

説明を受けた?

### 購入しようとする動物について

品種  
性別  
成体になったときの体重・体長  
平均寿命  
生年月日  
生産地  
病歴やワクチンの接種状況  
親、同複子の遺伝疾患の発生状況  
不妊・去勢措置は行っているか

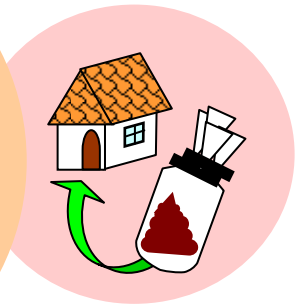
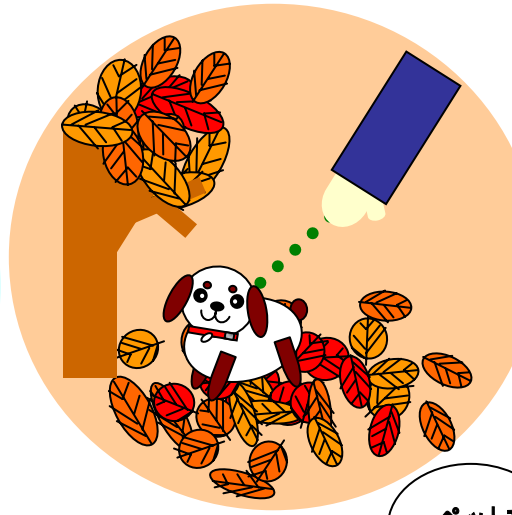
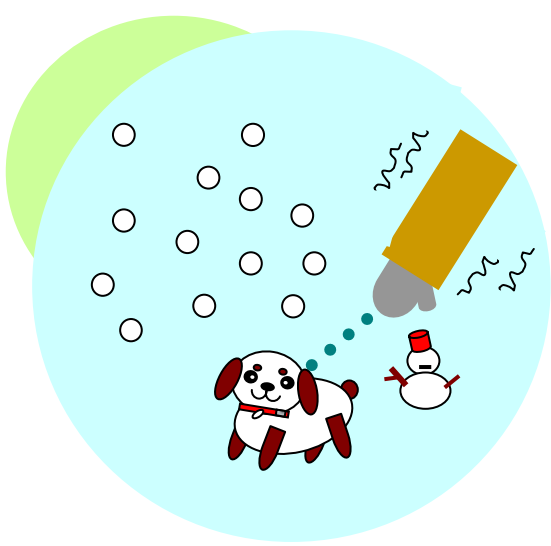


### その動物の飼い方について

どういう施設で飼育すればよいか  
どのようなエサを与えればよいか  
どのようにエサや水を与えればよいか  
運動や休息はどのようにすればよいか

### その他

不妊・去勢の方法やその費用について  
(哺乳類の場合)  
人と動物の共通感染症  
購入する動物がかかる可能性の高い  
病気の種類やその予防方法  
ペットを捨てることは犯罪であることなど  
動物に関する法律の規制について



ペットを飼うのに、「愛情」は  
もちろん必要ですが…  
「かわいい！」という気持ち  
だけでは、飼えません！

## ほんとうに飼えますか？

飼う前にもう一度考えてみましょう

**ペットが飼えるお住まいですか？**

**あなたの飼いたいペットは、あなたのライフスタイルに合っていますか？**

**家族は全員、賛成していますか？**

**家族に動物アレルギーの人はいませんか？**

**毎日、ペットの世話に時間と手間をかけられますか？**

**あなたの体力で世話ができるペットですか？**

**鳴き声やトイレなど近隣に迷惑をかけないように動物のしつけがしっかりできますか？**

**ペットの一生にかかる費用を考えてみましたか？**

不妊去勢手術や健康診断、不慮の病気の治療、ワクチン接種など動物を飼うにはいろいろと費用がかかります。また、犬は、法律により終生1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

**生涯にわたる計画を立ててみましたか？**

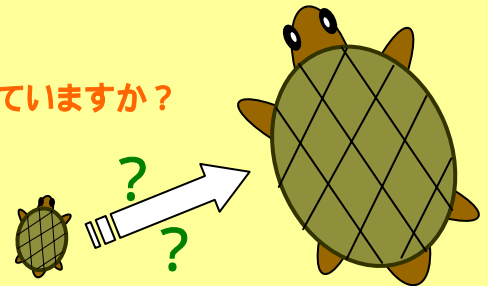
一般的なペットである犬や猫は、おおよそ15年から20年生活を共にすることになります。

15年後のあなたは何歳になっていますか？

転居、結婚、就職などの変化を考えていますか？

動物も長生きすれば、介護が必要となる場合もあることを知っていますか？

**万一、飼えなくなったときのことを考えていますか？**



すべてに「**Yes!**」と答えられたでしょうか??



### < 動物取扱業の登録等に関する問い合わせ先 >

23区の動物取扱業について	動物愛護相談センター TEL 03-3302-3567
多摩地域の動物取扱業について	動物愛護相談センター多摩支所 TEL 042-581-7439